

名古屋市教育委員会定例会

令和元年 8 月 9 日

午前 10 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 19 号議案 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等
に関する規則等の一部を改正する規則案について
- 日程 2 第 20 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程 3 同意第 1 号 名古屋市教育委員会委員の辞職について

出席者

鈴木 誠 二 教育長

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 23 名 ※傍聴者 0 名

(鈴木教育長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 2「名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」及び日程第 3「名古屋市教育委員会委員の辞職について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。

また、会議録につきましても日程第 2 から第 3 については非公開としたいと思います、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

議事に入ります前に、みなさまのお手元に「令和 2 年度使用教科用図書一覧表」を配布

させていただきました。小学校・中学校・特別支援学校の採択結果でございますので、ご覧いただければと思います。

なお、県の指導を受け、採択結果については、8月31日まで非公開としておりますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

ではこれより、日程第1第19号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(佐野総務部長)

日程第1第19号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

改正内容は、2点ございます。1点目は、指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者につきまして、モデル実践校に指定された学校の教職員と連携して授業改善の業務を行う必要があることから、これらの者の勤務時間等を学校の教職員と同様の取扱いにできるよう、勤務時間の特例等を定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和元年9月1日でございます。

2点目は、休憩時間を45分とする職員の休憩時間の時限の規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入れますが、資料4枚目の新旧対照をご覧ください。アンダーバーで記載の部分につきまして、改正案の右側でございますが、本来は午後1時とすべきところ、誤記載がございましたので、この部分について改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので日程第1第19号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 2 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午前 10 時 14 分終了